市議会議員
おのざわ康弘の
活動報告
ひげ通信
2009
No.27
発行日 10-01（発行責任者 スピリット50 小野澤康弘） 原田定明、小島治樹 小仙波町 5-15-3 吉田 715-16 TEL049(232)5789 TEL049(231)4850

１２月議会報告 都市計画税税率改定により６億７千万円増

新しい年を迎え、新たな気持ちで今年も市議会議員としての活動が行える事に感謝申し上げます。

さて、平成二十一年十二月定例議会は十一月二十五日より開会し十二月十七日に閉会となりました。また通信26号でもご報告いたしましたが、二十年度の決算特別委員会が、十月十三日より6日間の日程で審査されました。

今回の「ひげ通信27号」では決算審査、本会議質疑（産業観光会館の指定管理者業務）他、議案又は地域の活動のご報告をいたします。

平成二十年度決算特別委員会での指摘

平成二十年度川越市決算において、まず明らかにしなければならないのが、経常収支比率が91.5%であることです。残念ながら財政面では弾力性を欠き、硬直化した財政力でした。又毎年度決算委員会での指摘事項として上げられますが、市税（歳入）の収入に対する収入未済額に対する不納欠損処分であります。特に景気の低迷による納税に対する影響が大きく、市民税だけでも3億7282万円が未収入であり、更に固定資産税等、他の市税（別表）を合計すると十九年度の市税の合計から見ると、市の回収業務の成果もあり、1億1000万円の減少となるも、依然として36億9594万円の税の未収が発生している事実であります。その上で徴収不能なものとして5億7031万円が不能欠損処分となりました。

その様な中、私は今決算特別委員会では決算額はもとより今後の課題として市民サービスや政策面での指摘を何点か行いました。

市民聖苑やすらぎのさと霊安室の増設について

第一に、川越市の死亡者数の数値を見ても明らかに年々増加傾向にあります。川越市斎場、やすらぎのさと（公共施設）の利用度が増加するにあたり、たくさんの市民の方々よりのご指摘事項に伴い、川合市長も新斎場建設は重要課題としておられます。市民の負託に応えようとしておられますが、現実的には若干の年数がかかります。斎場の待ち日数、やすらぎのさとの待ち日数が問題となっている中で、亡くなられた方々のご遺体を安置する場所にも苦慮するご家族も増えつつあります。私は川越市として必要最小限の出来る事はすぐにでも行うべきであり、斎場建設に時間がかかるのであれば、せめて現在平均2日～4日間ご遺体を霊安室に安置する件数が急増している問題の解消に少しでも努力し、市民サービスに努めるべきであり、やすらぎのさとの霊安室増設を副市長及び川合市長にも強く申し入れました。

- 市営住宅の滞納問題に対するシステム化の問題
- 市民体育館の早期建設問題
- 市民からの請願を採択後の川越市の政策的動向に対しての確認と進行計画への指摘
- 都市計画法
- 市街化調整区域内での道路施工のあり方

以上の指摘事項を行いました。

本委員会は十名の委員で構成され6日間の日程で集中決算審査を終了いたしました。本会議議案についても主に都市計画税の税率の改定（市税条例の一部改正）や川越市産業観光会館（旧鏡山）指定管理者の指定等（本文2P～3P）が上程されました。特に都市計画税の税率改定については川合市長のマニフェストの実現でもあり、今後の財政力の強化にもなり目的税としての効果を発揮していただきたいと思います。

規定により、選挙区内への年賀状等の発送は禁止されております。あしからずご了承の程お願い申し上げます。

主な議決案件

十二月定例議会の主な議案

（十一月二十五日～十二月十七日）

主な議決案件

決算認定について　十一件
（認定 内 異議有四件）
条例の制定について　二件
（原案可決）
条例の一部改正について　八件
（原案可決 内 異議有一件）
指定管理者の指定について　一件
（原案可決 反対討論有）
調停の申し立てについて　一件
（原案可決）
道路線の認定承諾について　一件
（原案可決）
補正予算　十二件
（原案可決 内 異議有7件）
請願　一件
（継続）
決議　一件
（原案可決）
意見書　一件
（原案可決）

詳しくは議会だよりを参考に

主な議案から

○議員提出議案

議会議員の報酬等に関する条例の一部改正について議員提出による議員の期末手当の支給割合の改正を行いました。

※本会議では「特別職の職員で常勤の者の給与等に関する条例の改正を定めることについて」も提案されています。

○決　議

川越総合卸売市場株式会社の経営改善に係る決議

川越市総合卸売市場の経営改善について、法人事業税の外形標準課税約2900万円の節税と併せて53億3902万円の累積損失の解消の為に、無償減資を行うも経営改善策が不明瞭なため、今後の経営改善に強い態度で挑むよう求めました。

○意　見　書

さらなる緊急雇用対策の実施を求める意見書

就労支援の充実、雇用確保、セーフティネットの強化他、内閣総理大臣及び厚生労働大臣あてに提出しました。

議案95号

川越市税の一部を改正する条例を定めることについて

川合市長のマニフェストにより川越市都市計画税の税率の改定が行われました。そもそも**都市計画税とは、地方税法702条に規定された目的税**であり、市町村が都市計画法に基づく都市計画事業（都市計画、道路、下水道、公園など都市施設の整備、宅地利用の増進の為の区画整理事業他）に要する費用に充てるため、都市計画区域のうち原則として市街化区域内に所在する土地、又は家屋の所有者に課すことが出来る税金です。税率には制限があり、0.3%以内となっており、その税率水準は地域における市町村の自主的判断に委ねられるものであります。

（改正の内容） 現行の都市計画税の税率0.2%から0.3%に改定するものであります。但し、平成二十二年度、二十三年度の税率に限り0.25%とするものです。

市税収入未済額比較表　（単位：円）

区分	20年度	19年度	18年度
市民税	1,927,221,204	1,554,407,752	1,571,410,349
固定資産税	1,482,633,103	1,901,225,941	2,191,564,069
軽自動車税	26,374,868	24,194,799	23,009,658
市たばこ税	0	0	0
特別土地保有税	11,913,885	20,741,685	40,524,685
事業所税	32,686,500	28,836,400	46,391,000
都市計画税	215,112,689	276,682,510	321,965,693
計	3,695,942,249	3,806,089,087	4,194,865,454

私が思う今後の課題

川合市長のマニフェストであり、今回の提案には私は大きな評価をしたいと思います。都市計画事業等の推進が図れ、財政力の強化にもつながると思います。しかしながら私が決算特別委員会で指摘した税金の未納は二十年度については都市計画税だけで2億1500万円ある事も承知しておきたいところです。又、都市計画税とは目的税である性格から事業に関する費用に充てることを明らかにする必要があると思います。本来であれば特別会計を設置し経理を明確に区分することや議会に対して使途を明確化すると共に市民に対して都市計画税がどのような事業に使われているのか周知しアカウンタビリティを十分に果たす必要があると思います。そのような意味から市長は今回の改正での増収の使い道を具体的にすべきであると思います。

条例改正後の都市計画税影響額見込　（影響額は平均です）

年度	22	23	24	25
税率0.2%（現行）	千円 2,703,253	千円 2,721,745	千円 2,652,278	千円 2,669,368
税率0.25%	3,380,891	3,404,016		
税率0.3%			3,981,031	4,006,691
増　収　分	677,638	682,271	1,328,753	1,337,323
納税義務者数	92,470 人	93,902 人	95,357 人	96,834 人
納税義務者一人当たりの影響額	円 7,328	円 7,265	円 13,934	円 13,810

おのざわ康弘 プロフィール

昭和二十九年三月十三日
川越市小仙波町生れ
川越市立第一小学校
川越市立第一中学校
埼玉県立川越工業高校
東洋大学大学院
工学研究科
（建築学専攻）修士
現職　川越市議会議員　2期
議会運営委員会　副委員長
建設常任委員会　副委員長

行政の情報は市民の共有財産である

私の議会質疑

議案第１００号 川越市産業観光館の指定管理者の指定について

今回の本会議質疑は、旧鏡山酒造跡地、現在では川越市の設置条例により川越市産業観光館となった当館の指定管理者の指定について、候補者であった株式会社まちづくり川越の指名に当たり多角的に質疑を行いました。

指定管理者制度とは？

この制度は、小泉内閣時代に地方自治法の一部改正により平成十五年九月二日より施行された制度であり、それまで地方公共団体や外郭団体に限定していた「公の施設」の管理運営を、株式会社をはじめとした営利企業、財団法人、ＮＰＯ法人、市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることが出来る制度です（但し、行政処分であり委託の制度ではありません）又「公の施設」とは、ハコモノ施設だけではなく、道路、水道、公園等も含まれているとされています。指定された管理者は民間の手法を用いて弾力性や柔軟性のある施設運営を行う事が可能となり、その施設の利用に際して料金を徴収している場合は、得られた収入を地方公共団体との協定の範囲内で管理者の収入とする事ができます（自治法２２４条２８）

【質疑骨子】

①指定管理者の募集要項の概要はどうであったか。
②指定管理者の提案部分はどこか、その利用方法と基準はどうか。
③選定委員会の組織体制や構成はどのようになっているか。下部組織や外部組織はあるか。あるとしたら役割、権限、委員会との関係はどのようになっているか。それについて規定はあるか。
④選定経過はどうなっているか。選定までの過程は公表されるのか。
⑤説明会には何社出席したのか。また、応募状況については、何グループから申請があったか。そのグループはどのような業種か。

⑥各グループの提案内容について、初期投資や資金計画はどうであったか。又、それぞれの問題点や課題を含めた特徴はどうであったか。
⑦まちづくり川越を指定管理者候補として選んだ理由は何か。
⑧飲食、物販についてテナントが入るとしたら、まちづくり川越の関与する部分が少ないと思われるが、このような手法でよいのか。
⑨指定管理料の支払いはどうなっているのか。
⑩選定委員会や調査部会に民間の経営状況のわかる職員はいたのか。
⑪選定委員会や調査部会で経営に関する意見は出されたか。あるとしたらどのような意見であったか。
⑫納付金の性質はどのようなもので、２００万円とした根拠は何か。また、納付金の他に使用料や賃借料は徴収しないのか。
⑬初期投資額にかなり差があるが、選定委員会や調査部会での評価はどうであったか。
⑭事業費・借入金ともに一番大きい事業者を選んだのはなぜか。
⑮公の施設としての維持管理と事業の安定性についてはどのように評価したのか。
⑯まちづくり川越について、初期投資額２億円のほとんどが借入となっているが、一年の売上予測をどの程度に設定しているか。その予測は実現可能か。
⑰事業者の借入に対して市は債務保証を行うのか。
⑱市はまちづくり川越の株主となっているが、資金調達や事業内容について、事前に説明を受けていたのか
⑲納付金が支払われない場合はどうなるのか。
⑳指定管理期間途中で会社経営が破綻した場合や借金の返済が不能となった場合はどうするのか。また、維持管理はどうなるのか。
㉑まちづくり川越が会社の破綻等で指定管理業務を継続できなくなった場合に、債務保証やその他の費用負担を市が行わないことを断言できるか。

市長答弁

一点目の「株式会社まちづくり川越」が破綻状態になった場合に、債務保証又は費用弁償等を市が行うか、行わないのかという点でございますが、私の考えとしては「株式会社まちづくり川越」に対する債務保証、あるいは費用負担等は考えておりません。

「年額二百万円の金額を市の方に納付金として納める」とそういう規定、条件が入っております。仮に大幅な利益が上がった場合に、それをそのまま会社の利益にしてしまうのは、やはり適切ではない、市民感情から見ても適切ではないであろうと考えております。その為二百万円を超えるような利益が上がった場合には、少なくともその半分くらいを修繕積立金という主旨で、市の方に納付していただくと、そういう内容の協定を結んでいけばいいのではないのだろうかと考えており、そういう方向で進めるように職員に指示する予定でございます。

それと「まちづくり川越」という会社は株式会社でございますが、本来川越の「まちづくり」の為に様々な事業を行うと、そういう会社でございますので、利益を川越のまちづくりの為に使っていただくというのが本来の姿でございますので、そういう本来の姿どおりに利益を使っていくかどうかを株主としての立場できちんと監督していく、という考えでございます。

私が思う今後の課題

まちづくり会社とは、本来川越の中心市街地にかぎらず、市全体で機能をはたすべき会社であります。その様な意味では、今後ぜひしっかり頑張って欲しいと経営陣に期待したいと思います。又、指定管理者としての運用の留意するところでありますが、定期的な収支報告会、運営協力会議や、また利用者であり本来の所有者でもある市民チェック制度をきちんと機能させるなど、税金で設置された施設であるが為、管理者の私物化を防ぐ観点からも川越市との協定書及び仕様書が重要と思います。※原案可決

川越市政のココに注目！

四月一日より川越市行政組織が変わり**文化スポーツ部**が新たに市長部局へ設置することになりました。

今回の新設につきましては、私は特段の評価をいたします。平成十九年十二月議会、本会議において私は一般質問で川越市の文化政策のあり方を指摘し、当時の舟橋前市長に対し川越市の文化芸術の今後の振興の為にも文化芸術振興計画の策定を提案申し上げました。

現在市民部でも報告書が出来上がり二十二年度に計画も出来上がるものと思います。その様な意味でも川合市長が文化芸術、又スポーツ政策も弱い川越市の体制についてテコ入れを行い、今まで教育委員会部局であった文化芸術、スポーツを市長部局へ移す事は、新しい発想のもとに川越が歴史文化活動、市民文化活動のみならず、文化芸術、スポーツに目を向ける意欲が感じられ、世代を超えて歓迎するものであります。

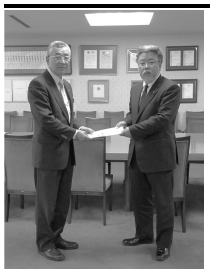

スピリット50（会派活動）

市長への重要施策要望書提出

・葬祭施設を伴う新斎場の早期建設
・川越駅西口駐輪場の抜本的対策整備
・川越市将来人口計画の策定
・歴史まちづくり法に伴う計画の策定
・市民体育館の早期建設　他

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称　歴史まちづくり法）勉強会

十月二十五日に西小仙波一丁目会館にて「喜多院周辺の活性化と歴史まちづくり法」の勉強会が、私もメンバーである「川越もみじ会」（代表世話人藤井正二郎さん）主催の市民団体により行われ、川越市から都市計画課長野原英一氏を講師に迎え活性化に対する議論で盛り上がりました。

①喜多院周辺の街路の石畳（歴みち）の実現
②松平大和守家廟所について
③歴史まちづくり法の適用範囲について
④喜多院周辺整備にかかわること

歴史まちづくり法のシンポジウム

十一月七日に市民グループ「川越織物市場の会」とNPO法人「川越蔵の会」主催の歴史まちづくり法のシンポジウムへ参加いたしました。

※私はこの「歴史まちづくり法」に対しては大変興味もあり、今後伝統と歴史ある川越市にとって是非法律にそった計画づくりを進めるよう都市計画部へ申し入れを行ってきました。特に景観形成地区の指定を含め、歴史的良好な環境を維持向上させ、後世に継承させるための新しい法律の施行に伴い、計画が実現すれば川越市内の歴史的財産や自然界のおもむきやあじわいを残し、子供たちの教育にも関連し「郷土」というものを歴史的に大切にするものと私は思います。是非川越市にはこの計画の確立をお願いするものです。

※喜多院周辺や国指定河越館跡史跡公園地区など、範囲はとても広いと思います。又伝統行事、まつりや郷土に昔から伝わる行事に対しての支援も国は考えているようです。（事業仕分の予算によりますが）

体育館の耐震化補強工事の第一号が行われています

川越市立川越第一中学校が見違えるほど新しくなり、精度もかなり良く工事されていました。又内部についてもバスケットボールゴールのチェーンによる滑車での操作から、電動での巻上げ操作などの改善もみられ、二十二年度に向けた重点工事に期待するものであります。又、私もミニバスケットボールの指導者としても数年前からの要望であるバスケットゴールの電動化はうれしく思います。

川越ポラリス親子バスケット大会

（代表　原田定明氏）

毎年恒例十一月三日、チームの子供たちと保護者の方々の参加により親子で試合を行う催しです。ポラリスコーチ陣から指導を受けている子供たちとその親との試合がわきあいあいの中行われます。私もチームコーチではありますが、普段練習へはなかなか参加できていませんが、当日はせめて審判でもと、久しぶりに汗を流しました。

地域要望活動

1. 霞ヶ関西自治会
霞ヶ関西自治会館建設へ向けての用地確保について。

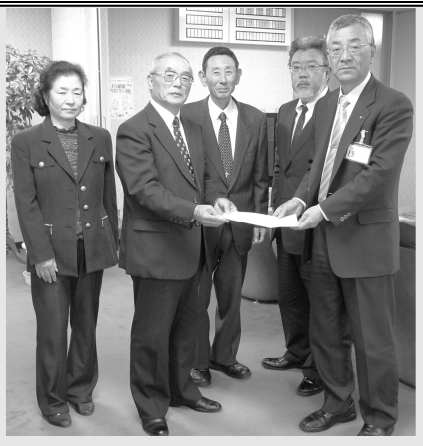

小嶋宏二会長と11月20日市長室にて

2. 的場中組自治会
関越自動車道高架下貯留槽設置（二十二年度中、設計）
関越自動車道高架下側道、都市下水路早期建設

3. 小仙波一丁目五付近
市営住宅隣接浸水対策

4. 旧びわ橋早期建設
その他として、霞ヶ関北小跡地、体育館問題と霞ヶ関北公民館の建設に関する件について川越市との説明協議

次回の議会

三月定例議会にも是非傍聴にお越し下さい。

市政に関するご相談や、ご意見がありましたらお気軽に、ご連絡下さい。

TEL232−5789
TEL231−4850
FAX233−9310
y.onozawa@pop.kcv-net.ne.jp